

# サウジアラビア民法（6）： 建設契約に関する法律の解説シリーズ

## 履行不能とそれに関連する義務

Pinsent Masons LLP

### サウジアラビア民法：

建設プロジェクトでは工事の履行が不可能になる恐れのある事象が発生する場合があります。これらの事象の性質と原因に応じて、サウジアラビアの民事取引法(民法)の第110条、第476条、第477条は、その履行を「免除」したり、契約または契約の一部を終了させたりするためのさまざまな手段を提供しています。

例えば、サウジアラビア民法第114条は、中東地域の他の民法と同様に、「外部」の事象ではなく、契約の一方の当事者が障害の原因となるシナリオを具体的に規定しており、そのために自らの義務を履行しない場合、相手側はそれに「対応する」義務の履行を行わないことができます。

上記の規定は、当事者が予見不可能の事象の影響を是正できるプロセスを提供する民法の他の規定とは異なります。

### 第110条 - 履行不能について

民法第110条は、当事者の支配が及ばない事象の結果として、契約上の義務の履行が不可能になった場合の救済を規定しています。

第110条(1)に基づき、当事者の義務の履行が「完全に」不可能な場合、その義務およびそれに対応する相手方の義務は消滅し、契約は自動的に終了します。第110条(1)が適用される可能性のある事象は、契約の「核心」に影響を与える事象に限定される可能性が高いです。例えば、建設現場で重要な考古学的発見があった場合、建設契約全体が「完全に」履行不可能になり、プロジェクト全体が永久的かつ無期限に停止する可能性があります。

第 110 条(1)は契約全体の自動終了に効力を有しますが、義務が「部分的に」（一部のみに）不可能である場合、第 110 条(2)は、不可能な部分のみの自動消滅とそれに対応する義務を規定しています。

例えば、100 棟の高級別荘の開発のための建設契約で、工事開始後、請負業者が、不適切または危険な地盤状況または水路を発見し、その結果が開発地域の一部にのみ影響を与え、いかなるコストかけても改善できないシナリオを取り上げましょう。その場合は、第 110 条(2)は、影響のない開発地域の部分に関連する契約は保持しつつ、請負業者が建設し、発注者も支払いし、影響のある部分についてのみ、契約を終了させることができます。

このような状況では、第 110 条(2)は、発注者が契約全体の撤回を要求することも認めています。不可能な部分が契約のバランス上、あまり重要でない場合、裁判所はそのような要求を拒否することがあります。これは最終的にプロジェクト個々の特定の事実によりますが、例えば、危険な地盤状況が少数の別荘にのみ影響を与える場合、裁判所は契約撤回の要求を拒否する可能性があります。しかし、同様に、影響を受けた別荘の数は少ないが、プロジェクト全体にとって重要であった場合、それが裁判所の判断を左右する可能性があります。

#### 不可能と緊急事由- ムカワラ契約（請負契約）

第 476 条と第 477 条は、サウジ民法のムカワラ条項（請負契約）に含まれており、それは「物を作り、または何らかの工事を行う」特別な契約であり、建設契約も含まれます。具体的に、これらの規定は、当事者に建設契約を終了する手段を提供するものです。また、これらの規定は民法に規定されている「予見不可能な例外的な事象」のような「広く全体的に」影響を与える条項に限定されません。ただし、第 476 条と第 477 条には「必須」の文言がないため、契約にそれを排除する明示的な文言があれば、適用を逃れることができます。

第 476 条は、契約の履行に関連する「緊急事由」が発生した場合、いずれの当事者も契約の終了を要求できると規定しています。一方の当事者がこのような方法で解約を要求した場合、その当事者は、解約によって生じた損害を相手方に補償する義務があります。

第 477 条の規定により、請負業者が請負工事に着手し、その後、責任のない事由により工事を完了できなくなった場合、請負業者は、完了した工事に加え、未完了の工事のために費やした費用を、発注者が得られる利益の額を上限として、受け取る権利を有します。状況によっては、完了した請負業者の作業の価値と発注者が得られる利益との間に差がある場合があります。

例えば、完成した工事に欠陥があり、修復に多額の費用が必要となった場合、発注者が得られる利益は、請負業者の工事によって発生した費用よりも少ない場合があるため、請負業者が民法のこの条項に基づいて回収できる金額が減少する可能性があります。

## 第 114 条(相互に関連する義務)

中東の他の国の民法と同様に、サウジの民法は契約関係における相互主義の原則も認めています。

第 114 条の規定により、契約に「相互」義務が定められている場合には、一方の当事者が自己の義務を行わなかった場合、相手方もそれに関連する自己の義務を履行する必要がありません。

実際は建設契約の構造にもよりますが、本条が適用される「相互」義務の例としては、特定の工事を完了するために発注者が必要な政府の承認を得ることで、同意したにもかかわらず、それを怠る場合があります。そのような状況では、請負業者は第 114 条に基づいて、それに対応する工事を一時停止することができます。この条文は工事を中断する直接的な権利を規定していますが、後にその停止が裁判所によって不当だとされて、建設請負業者が遅延の責任を負うことになる可能性があるため、請負業者は本条の行使には引き続き注意する必要があります。

著者：ネズリーン・オズマン、カーラ・ハワード

メリッサ・マクラレン、ジャック・ティヴィー、ザイド・アブ・ダハブ、スーザン・シャバン、マーク・レイモントが共同で執筆しました。翻訳者：カーラ・ハワード

**Pinsent Masons**

ALB JAPAN LAW AWARDS 2023 WINNER

Produced and translated by:

Co-authored by:

**サウジアラビア民法：  
建設契約に関する法律の  
解説シリーズ (全6回)**

**Karah Howard**  
Partner, Hong Kong  
APAC lead of Japanese  
Client Group  
+852 2294 3337  
[Karah.howard@pinsentmasons.com](mailto:Karah.howard@pinsentmasons.com)  
[pinsentmasons.com](http://pinsentmasons.com)

**Nesreen Osman**  
Partner, Dubai  
+971 4373 9766  
[nesreen.osman@pinsentmasons.com](mailto:nesreen.osman@pinsentmasons.com)  
[pinsentmasons.com](http://pinsentmasons.com)

**Mark Raymond**  
Partner, Dubai  
+971 4373 9630  
[mark.raymont@pinsentmasons.com](mailto:mark.raymont@pinsentmasons.com)  
[pinsentmasons.com](http://pinsentmasons.com)

**Melissa McLaren**  
Senior Practice Development  
Lawyer, Dubai  
+971 4373 9710  
[melissa.mclaren@pinsentmasons.com](mailto:melissa.mclaren@pinsentmasons.com)  
[pinsentmasons.com](http://pinsentmasons.com)

**Jack Tivey**  
Associate, Dubai  
+971 4373 9710  
[jack.tivey@pinsentmasons.com](mailto:jack.tivey@pinsentmasons.com)  
[pinsentmasons.com](http://pinsentmasons.com)